

## 検討会に関連して寄せられた意見等

5月28日第3回検討会開催後に寄せられた被災者生活再建支援制度に関するの意見・要望等の概要は以下のとおり。

### 【日本弁護士連合会】

「被災者生活再建支援法改正についての意見書」

- ・ 住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象として認めるべきである。
- ・ 支出要件の緩和をすべきである。

### 【災害被害者支援と災害対策改善を求める全国連絡会】

「被災者生活再建支援制度」改善の要請

### 【災害被害者支援と災害対策改善を求める全国連絡会】

### 【災害被害者支援と災害対策改善を求める石川県連絡会】

「能登半島地震被災者の生活再建への6項目提言」

- ・ 抜本的な改善、とりわけ住宅の建設・補修費など住宅本体への適用
- ・ 生活関連経費について（適用条件の緩和、年齢条件の撤廃、世帯年収条件を大幅に緩和、対象となる経費の変更）
- ・ 居住安定支援制度について（支給限度額の引き上げ、支援内容の抜本的な改善、年齢条件の撤廃、世帯年収条件を大幅に緩和）
- ・ 財源について（国が2 / 3に改める）
- ・ 能登半島地震被災者に遡及適用すべき

### 【新潟県・石川県・福井県・京都府・兵庫県】

「被災者生活再建支援制度に関する提案」

- ・ 住宅本体の建築費、補修費を支給対象とすること
- ・ 現行制度においても日常生活に欠くことのできない生活設備等に係る経費を支給対象とすること
- ・ 全壊家屋の補修を支給対象とすること
- ・ 自然災害の規模にかかわらず支援法を適用すること
- ・ 年齢・年収要件等を緩和すること
- ・ 大規模半壊世帯も生活関係経費の支給対象とすること
- ・ 共助としての住宅再建共済制度の実現に向けた検討を行うこと